

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

職員に対する出張旅費の支給に関するもの

経過

- 令和6年3月27日 職員措置請求書受付
令和6年4月15日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和6年5月10日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和6年5月24日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

行政視察に随行した特定の職員2人（以下「本件随行職員」といいます。）が、「鉄道賃のうち特別車両料金（グリーン料金）に相当する金額を概算払いされたが、特別車両を使用せず当該の概算払い金を着服、横領した」。

よって、横浜市長に「「不当、不正に支給した給料、諸手当に対して監査対象者から返還請求せよ。」と勧告することを求める」。また、「職員への懲戒処分及び刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき検察当局への告発、告訴をおこなうよう附言することを求める」。

監査の結果

棄却

<監査委員の判断>

- (1) 戻入区間*を除く部分について
監査結果公表文9ページに記載のとおり

※…監査対象事項とした、「本件随行職員に支給された出張旅費のうち特別車両料金」について、一部区間で、グリーン車を利用しておらず、また、視察委員に随行していなかったことから、監査対象局は、令和6年5月7日に当該区間の特別車両料金の戻入を行っていました。この戻入を行った区間を「戻入区間」とします。

- (2) 戻入区間に係る部分について
監査結果公表文9ページから10ページまでに記載のとおり

以上のことから、本件特別車両料金の支給のうち、戻入区間に係る部分については違法又は不当な財務会計上の行為に該当しますが、戻入により横浜市が被った損害は既に補填されており、現時点においては、損害を補填するために必要な措置を講ずべき勧告をする理由がなく、その余の部分については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

<意見>

本件特別車両料金に係る事務処理については、本件請求を受けて再点検した結果、精算した内容が事実と異なっていたことが判明し、行政視察から半年後に戻入されたものです。

本件特別車両料金に係る事務処理は、職員の不注意に起因して発生した事案であると考えられます。

今後は、職員に特別車両料金が支給されるのは公務上の必要その他特別な場合に限られることを職員が自覚し、確認者が特別車両の利用状況等の事実関係を確実に確認した上で適正な事務処理に努めるとともに、再発防止を図り、市民の市政への信頼回復のため、なお一層の努力をされるよう求めます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/0281_20240531.pdf

【参考】地方自治法（抜粋）

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 尾崎 太郎 Tel 045-671-3354